

改正後	現行
<p><b>A-1 生活支援の基本と権利擁護</b></p> <p>A-1-(1) 生活支援の基本 (略)</p> <p>A-1-(2) 権利擁護</p> <p>A⑤ A-1-(2)-① 利用者の<b>権利擁護</b>に関する取組が徹底されている。</p> <p><b>A-2 環境の整備</b></p> <p>A-2-(1) 利用者の快適性への配慮 (略)</p> <p><b>A-3 生活支援</b></p> <p>A-3-(1) 利用者の状況に応じた支援 (略)</p> <p>A-3-(2) 食生活 (略)</p> <p>A-3-(3) 褥瘡発生予防・ケア (略)</p> <p>A-3-(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養 (略)</p> <p>A-3-(5) 機能訓練、介護予防 (略)</p> <p>A-3-(6) 認知症ケア (略)</p> <p>A-3-(7) 急変時の対応 (略)</p> <p>A-3-(8) 終末期の対応 (略)</p> <p><b>A-4 家族等との連携</b></p> <p>A-4-(1) 家族等との連携 (略)</p> <p><b>A-5 サービス提供体制</b></p>	<p><b>A-1 生活支援の基本と権利擁護</b></p> <p>A-1-(1) 生活支援の基本 (略)</p> <p>A-1-(2) 権利擁護</p> <p>A⑤ A-1-(2)-① 利用者の<b>権利侵害の防止等</b>に関する取組が徹底されている。</p> <p><b>A-2 環境の整備</b></p> <p>A-2-(1) 利用者の快適性への配慮 (略)</p> <p><b>A-3 生活支援</b></p> <p>A-3-(1) 利用者の状況に応じた支援 (略)</p> <p>A-3-(2) 食生活 (略)</p> <p>A-3-(3) 褥瘡発生予防・ケア (略)</p> <p>A-3-(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養 (略)</p> <p>A-3-(5) 機能訓練、介護予防 (略)</p> <p>A-3-(6) 認知症ケア (略)</p> <p>A-3-(7) 急変時の対応 (略)</p> <p>A-3-(8) 終末期の対応 (略)</p> <p><b>A-4 家族等との連携</b></p> <p>A-4-(1) 家族等との連携 (略)</p> <p><b>A-5 サービス提供体制</b></p>

改正後	現行
<p>A-5-(1) 安定的・継続的なサービス提供体制 (略)</p>	<p>A-5-(1) 安定的・継続的なサービス提供体制 (略)</p>
<p>A-1 生活支援の基本と権利擁護 A-1-(1) 生活支援の基本 (略)</p>	<p>A-1 生活支援の基本と権利擁護 A-1-(1) 生活支援の基本 (略)</p>
<p>A-1-(2) 権利擁護 A⑤ A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。  【判断基準】 a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。 b) - c) 利用者の権利擁護に関する取組が十分ではない。</p>	<p>A-1-(2) 権利擁護 A⑤ A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。  【判断基準】 a) 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。 b) - c) 権利侵害の防止等に関する取組が十分ではない。</p>
<p>評価の着眼点 <u>□利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</u>  □<u>利用者の権利擁護のための</u>具体的な取組を利用者や家族に周知している。  □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。  □原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。  □所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。  □<u>権利擁護のための取組</u>について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。  □権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。</p>	<p>評価の着眼点 <u>(新設)</u>  □<u>権利侵害の防止等のために</u>具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。  □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。  □原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。  □所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。  □<u>権利侵害の防止等</u>について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。  □権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略)  <u>○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく福祉サービスの提供が確実に行われなければなりません。</u></p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略)  <u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○利用者の<u>権利擁護並びに</u>虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>(略)</p> <p>○権利侵害等が<u>発生し</u>ないようさまざまな取組が重要です。過去3年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p><u>○利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1 I-1-(1)-①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○利用者の虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>(略)</p> <p>○権利侵害等がないようさまざまな取組が重要です。過去3年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>○利用者の虐待防止等の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「29 III-1-(1)-②」で評価します。なお、虐待等の権利侵害の再発防止策の検討・実施については、本評価基準での評価を含め、「29 III-1-(1)-②：着眼点「不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。」においてもプライバシー保護に関する取組とあわせて評価します。</u></p> <p>(略)</p>
<p><b>A-2 環境の整備</b></p> <p>A-2-(1) 利用者の快適性への配慮</p> <p>(略)</p>	<p><b>A-2 環境の整備</b></p> <p>A-2-(1) 利用者の快適性への配慮</p> <p>(略)</p>
<p><b>A-3 生活支援</b></p> <p>A-3-(1) 利用者の状況に応じた支援</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(2) 食生活</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(3) 褥瘡発生予防・ケア</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(5) 機能訓練、介護予防</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(6) 認知症ケア</p> <p>(略)</p>	<p><b>A-3 生活支援</b></p> <p>A-3-(1) 利用者の状況に応じた支援</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(2) 食生活</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(3) 褥瘡発生予防・ケア</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(5) 機能訓練、介護予防</p> <p>(略)</p> <p>A-3-(6) 認知症ケア</p> <p>(略)</p>

内容評価基準 対照表

改正後	現行
<p>A-3-(7) 急変時の対応 (略)</p> <p>A-3-(8) 終末期の対応 (略)</p>	<p>A-3-(7) 急変時の対応 (略)</p> <p>A-3-(8) 終末期の対応 (略)</p>
<p>A-4 家族等との連携</p> <p>A-4-(1) 家族等との連携 (略)</p>	<p>A-4 家族等との連携</p> <p>A-4-(1) 家族等との連携 (略)</p>
<p>A-5 サービス提供体制</p> <p>A-5-(1) 安定的・継続的なサービス提供体制 (略)</p>	<p>A-5 サービス提供体制</p> <p>A-5-(1) 安定的・継続的なサービス提供体制 (略)</p>